

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月17日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者 〒290-8585	
住 所 千葉県市原市八幡海岸通12	
氏 名 代表取締役社長執行役員 池田 尚 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0436-41-4115	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	D I C株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通12
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16ー化学工業
② 事業の規模	製品出荷額：：300億円程度
③ 従業員数	約900名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルキド樹脂工程 ※その他の工程は、別紙『工程図』を参照 <pre>graph LR subgraph RawMaterials [原料] A[植物油、脂肪酸] B[無水フタル酸] C[タリレリン] D[苛性ソーダ、リン酸] end subgraph Reaction [反応] E[反応] end subgraph Washing [洗浄] F[水洗い] G[キシロール、タールン] end subgraph Dissolution [溶解] H[溶解] end subgraph Extraction [抽出] I[抽出] J[抽出] end subgraph Products [製品・廃棄物] K[廃製品 ①] L[出荷] M[濾過物 ②] N[出荷] end A --> E B --> E C --> E D --> E E --> F F --> G G --> H H --> I H --> J I --> K I --> L J --> M J --> N</pre>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生の抑制		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物ステーション設置により、分別方法を明確化。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行分別方法の維持と徹底。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	非該当	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生の抑制			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 同上			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	非該当	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	有価販売の促進による廃棄物発生の抑制		

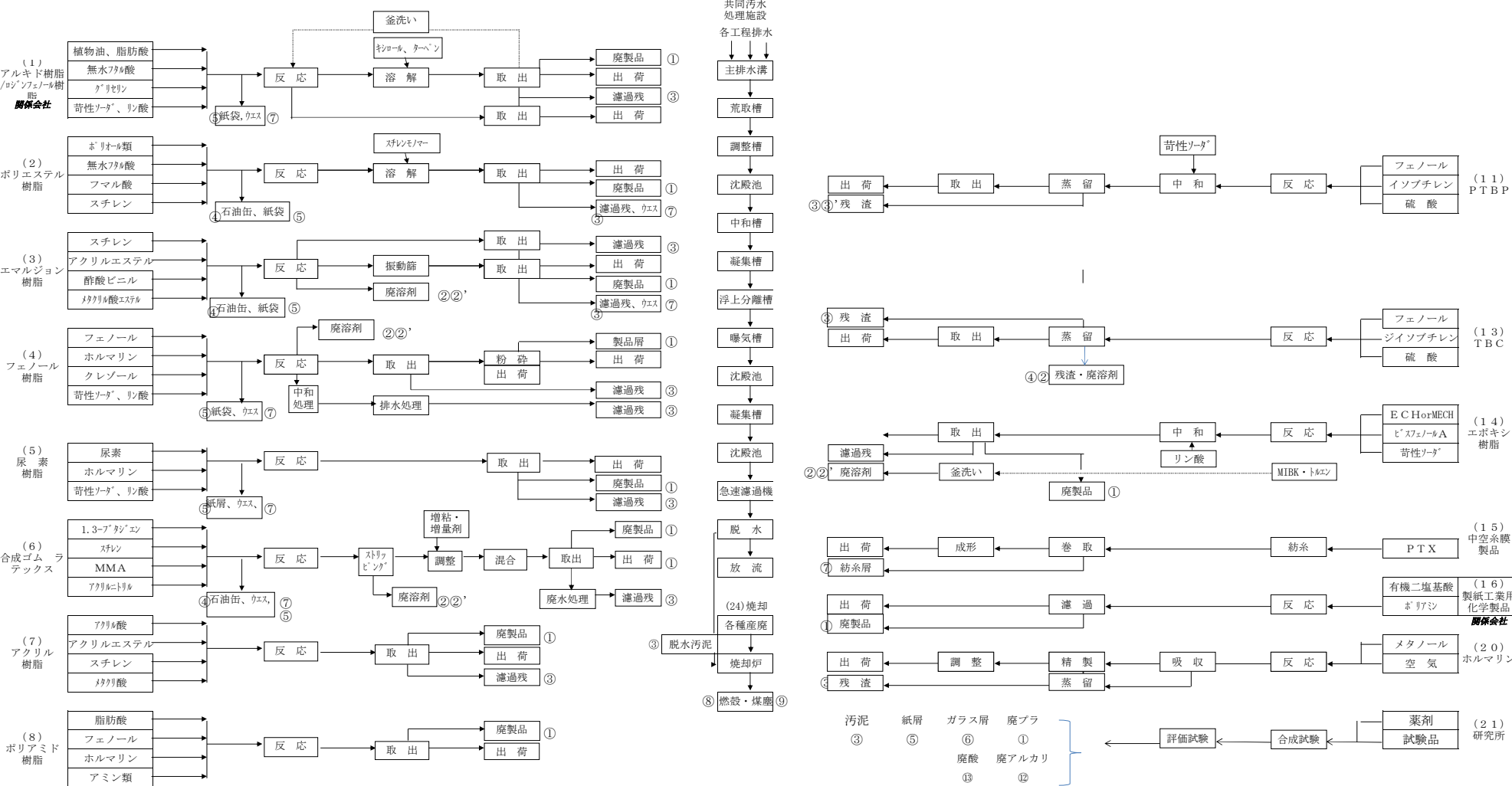
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	937.3	t
	(今後実施する予定の取組等) 実務関係者に対する教育によって、円滑な廃棄物処理運用の維持		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

製造業
4. 製造工程図



注 1. 製造品目、廃棄物の種類毎に工程図を記入すること。
注 2. 発生する廃棄物に番号をつけ、5. 及び 6. の廃棄物の番号と連動させること

注) 普通産廃は、①～⑭とする。特別管理産廃は①' ～⑭' とする。

産廃分類番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	廃プラ・廃製品	廃溶剤・廃油	濾過残・汚泥・脱水汚泥・残渣	金属缶・金属屑・鉄屑	紙屑	ガラス屑	繊維屑	燃殻	煤塵
産廃分類番号	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
	廃石綿	コンクリート・ガラ	廃アルカリ	廃酸	保温屑	陶磁屑	木屑	感染性	

実績状況報告書の通しナンバー			①	④	⑤	⑦	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
現状 or 計画	種別区分	報告書記載名称	排出量 【ton】	自ら中間処理した量 【ton】	④のうち熱回収を 行った量 【ton】	自ら中間処理により 減量した量 【ton】	⑩ 直接及び自ら中間処 理した後の処理委託 量 【ton】	⑪ ⑩のうち優良認定処 理業者への処理委託 量 【ton】	⑫ ⑩のうち再生利用業 者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収認定 業者以外の熱回収を行う 業者への処理 委託量
①現状	1_産廃	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0
①現状	1_産廃	混合廃棄物	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0
①現状	1_産廃	汚泥	1791.1	64.0	64.0	59.5	1731.6	1536.4	1536.6	195.0	0.0
①現状	1_産廃	燃え殻	203.8	0.0	0.0	0.0	203.8	203.8	203.8	0.0	0.0
①現状	1_産廃	廃アルカリ	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.5	0.3	0.0
①現状	1_産廃	廃プラスチック類	2587.5	2538.0	2538.0	2359.4	228.1	199.8	228.0	0.1	0.0
①現状	1_産廃	廃酸	111.0	0.0	0.0	0.0	111.0	111.0	111.0	0.0	0.0
①現状	1_産廃	廃油	1525.9	1424.1	1424.1	1323.9	202.0	121.0	202.0	0.0	0.0
①現状	1_産廃	木くず	31.7	0.0	0.0	0.0	31.7	31.7	31.7	0.0	0.0
①現状	1_産廃	電池	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0
①現状	1_産廃	水銀使用製品	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0
①現状	1_産廃	金属くず	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00
①現状	1_産廃 集計		6262.1	4026.1	4026.1	3742.9	2519.2	2213.9	2323.0	196.2	0.0
①現状	2_特管	ばいじん(有害)	80.2	0.0	0.0	0.0	80.2	80.2	80.2	0.0	0.0
①現状	2_特管	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	18.9	0.0	0.0	0.0	18.9	18.9	18.9	0.0	0.0
①現状	2_特管	特定有害産業廃棄物(廃酸)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
①現状	2_特管	廃油(引火性)	856.9	9.6	9.6	8.9	848.0	568.3	568.6	279.4	0.0
①現状	2_特管	廃石綿等(飛散性)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
①現状	2_特管 集計		956.2	9.6	9.6	8.9	947.3	667.6	668.0	279.4	0.0
②計画	1_産廃	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0
②計画	1_産廃	混合廃棄物	8.1	0.0	0.0	0.0	8.1	8.1	8.1	0.0	0.0
②計画	1_産廃	汚泥	1737.4	62.1	62.1	57.7	1679.7	1490.3	1490.5	189.2	0.0
②計画	1_産廃	燃え殻	197.6	0.0	0.0	0.0	197.6	197.6	197.6	0.0	0.0
②計画	1_産廃	廃アルカリ	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.5	0.3	0.0
②計画	1_産廃	廃プラスチック類	2509.9	2461.9	2461.9	2288.6	221.2	193.8	221.2	0.1	0.0
②計画	1_産廃	廃酸	107.7	0.0	0.0	0.0	107.7	107.7	107.7	0.0	0.0
②計画	1_産廃	廃油	1480.2	1381.4	1381.4	1284.2	195.9	117.4	195.9	0.0	0.0
②計画	1_産廃	木くず	30.8	0.0	0.0	0.0	30.8	30.8	30.8	0.0	0.0
②計画	1_産廃	電池	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0
②計画	1_産廃	水銀使用製品	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0
②計画	1_産廃	金属くず	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00
②計画	1_産廃 集計		6074.2	3905.4	3905.4	3630.6	2443.6	2147.5	2253.3	190.3	0.0
②計画	2_特管	ばいじん(有害)	77.8	0.0	0.0	0.0	77.8	77.8	77.8	0.0	0.0
②計画	2_特管	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	18.3	0.0	0.0	0.0	18.3	18.3	18.3	0.0	0.0
②計画	2_特管	特定有害産業廃棄物(廃酸)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
②計画	2_特管	廃油(引火性)	831.2	9.3	9.3	8.6	822.6	551.3	551.6	271.0	0.0
②計画	2_特管	廃石綿等(飛散性)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
②計画	2_特管 集計		927.5	9.3	9.3	8.6	918.9	647.6	647.9	271.0	0.0